

山形県あかねヶ丘陸上競技場利用料金

(1) 施設

イ 全部を単独で使用する場合

区分			利用料金の額
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 700円
		上記以外の場合	1時間当たり 1,400円
	入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 1,400円
		上記以外の場合	1時間当たり 2,900円
アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 7,300円
	入場料金を領収する場合		1時間当たり 29,300円

ロ イ以外の場合

(イ) 個人使用の場合

区分	利用料金の額
児童等が使用する場合	1人1回当たり 50円
生徒等が使用する場合	1人1回当たり 100円
上記以外の場合	1人1回当たり 200円

(ロ) パスポートで使用する場合

区分	利用料金の額
小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者が使用する場合	1人当たり 3,000円
生徒等が使用する場合	1人当たり 6,000円
上記以外の場合（幼稚園の幼児を除く。）	1人当たり 9,000円

(ハ) 回数券で使用する場合

区分	利用料金の額
小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者が使用する場合	1人6回当たり 250円
生徒等が使用する場合	1人6回当たり 500円
上記以外の場合（幼稚園の幼児を除く。）	1人6回当たり 1,000円

(2) 設備

イ 個人使用の場合

区分	使用の単位	利用料金の額	
		アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合
温水シャワー	1人1回当たり	100円	300円
放送設備	1人1回当たり	400円	1,100円

ロ 回数券で使用する場合

区分	利用料金の額	備 考
温水シャワー	1人6回当たり 500円	アマチュアスポーツに使用する場合に限る。

(3) 電気消費に係る加算額

区分		使用の単位	加算額	
電気	夜間照明	単独で使用する場合	1時間当たり	700円
	特殊電源装置		1時間当たり	500円

備 考

- 1 この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- 2 この表において「児童等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 この表において「生徒等」とは、高等学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
- 4 この表において「児童生徒等」とは、児童又は生徒等をいう。
- 5 この表により利用料金の額を算定する場合において、使用する時間の単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 6 施設の使用にあたり設備を使用し、又は電気を消費する場合は、(1)の表に掲げる額に(2)又は(3)の表に掲げる額を加算した額とする。ただし、パスポート使用の場合は、加算しないものとする。
- 7 パスポートの有効期限は、最初に当該パスポートによる使用の許可のあった日以後における最初の3月31日までとする。

適用期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで